

2015年2月2日

東京都千代田区丸の内2-3-2
郵船ビル2F
エパークリーン株式会社
代表取締役社長 加藤栄作

千葉支店における事業実施および安全対策の状況について

一昨年11月15日に弊社千葉支店において発生しました事故に関して、多くの皆様にご心配・ご迷惑をおかけしております。また同時に、事故発生直後より地域の皆様、御取引先の方々より多数のお見舞いと温かい励ましのお言葉を頂戴して参りました。事故発生より1年以上が経過しましたが、この場を借り改めて社を代表して、ご支援頂いている皆様に厚く御礼申し上げます。

事故発生以来、千葉支店（千葉県野田市）につきましては、事故による損傷の浅い施設も含めて、すべての処理施設の稼働を見合わせて参りました。その一方、神奈川支店（神奈川県平塚市）、東北支店（岩手県北上市）での処理施設の稼働や各種廃棄物、有価物廃油の回収作業において、今回の事故による教訓を活かした再発防止策、完全管理の強化を推進して参りました。

この度、千葉支店の所在する千葉県における産業廃棄物処分業および産業廃棄物収集運搬業に関して、下記の通り事業停止の行政処分が発令されることとなりました。ご愛顧頂いている皆様方には、再び大変なご迷惑をおかけ致しますが、下記の通り事業実施の見通しを立てておりますので、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

弊社は、本事故を決して風化させることなく将来へと伝承し、二度とこのような事態を惹き起こさないよう、全力を挙げて安全の確保と信頼の回復に努めて参ります。

【廃棄物の処理および清掃に関する法律による行政処分】

「産業廃棄物の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有しなくなっていたことが判明した」ため、法第14条の3第2号に規定する「その者の能力が第14条第5項第1号及び第10項第1号に規定する基準に適合しなくなったときに該当する」として、90日間（2月2日～5月3日）の事業停止とする行政処分が発令されました。本件処分の効力は、千葉県内における許可内容に限られますので、他地域での回収業務に影響はございません。

【千葉支店における事業実施および安全対策の状況】

弊社における事故原因の追及と原因分析による再発防止策の策定、各施策の実施状況については、これまでも断続的にご案内申し上げて参りましたが、弊社作成の報告資料、事故調査委員会報告書（要約版）、第三者による再発防止策検証のレポートをそれぞれ弊社HPでの情報開示に供しております。安全管理について終わりなき改善活動を続けていくとともに、十分な安全性の下で、リサイクル事業を継続し発展させて参ります。また、安全面での多くの改善点を盛り込んだ新しい廃油のリサイクル施設が千葉支店において稼働を開始いたします。これらの施設は、加熱工程や遠心分離などの加工を経ずに廃油をリサイクルする安全かつ環境に優しい仕組みとなっております。

以上